

### 新潟県病院局管理規程第3号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
1 非紹介患者等負担額	1 非紹介患者等負担額
(1) 初診時	(1) 初診時
ア 十日町病院 1,260円	ア 十日町病院 1,260円
イ がんセンター新潟病院 2,250円	イ がんセンター新潟病院、 <u>新発田病院</u> 2,250円
ウ 中央病院、 <u>新発田病院</u>	ウ 中央病院
(ア) 医科 5,400円	(ア) 医科 5,400円
(イ) 歯科 3,240円	(イ) 歯科 3,240円
(2) 再診時	(2) 再診時
中央病院、 <u>新発田病院</u>	中央病院
ア 医科 2,700円	ア 医科 2,700円
イ 歯科 1,620円	イ 歯科 1,620円
2～9 (略)	2～9 (略)
10 健康診断料	10 健康診断料
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 短期人間ドック料	(4) 短期人間ドック料
ア (略)	ア (略)
イ 通院1日コース 1人につき 43,200円 (HCV抗体検査を行う場合は、 <u>1,170円</u> を加算する。)	イ 通院1日コース 1人につき 43,200円 (HCV抗体検査を行う場合は、 <u>1,200円</u> を加算する。)
ウ がんドック	ウ がんドック
(ア) Aコース（BコースとCコースの内容を合わせたもの） 1人につき <u>44,880円</u>	(ア) Aコース（BコースとCコースの内容を合わせたもの） 1人につき <u>44,850円</u>
(イ) Bコース（胃がん・肺がんの健診） 1人につき <u>30,490円</u>	(イ) Bコース（胃がん・肺がんの健診） 1人につき <u>30,460円</u>
(ウ) (略)	(ウ) (略)
11 予防接種料	11 予防接種料
1件につき <u>200円</u> に使用薬剤の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）	1件につき <u>180円</u> に使用薬剤の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
ただし、公費対象予防接種の場合は、病院長は2割を限度として料金を増減することができる。なお、新潟県の広域的個別予防接種で定められた額が2割を超える場合は、当該額を限度として料金を増減することができる。	ただし、公費対象予防接種の場合は、病院長は2割を限度として料金を増減することができる。なお、新潟県の広域的個別予防接種で定められた額が2割を超える場合は、当該額を限度として料金を増減することができる。
12～17 (略)	12～17 (略)

18	体外受精料		
(1)	採卵	1件につき	<u>65,540円</u>
(2)	採卵、	1件につき	<u>96,020円</u>
(3)	採卵から胚移植まで	1件につき	<u>119,130円</u>
19~23	(略)		
24	歯科料金		
(1)	歯冠修復		
	ア 全部被覆冠		
	(ア) <u>ポーセレンメタルセラミッククラウン</u>		<u>124,200円</u>
	(イ) CAD/CAMオールセラミッククラウン		<u>124,200円</u>
	(ウ) <u>フルジルコニア</u>		<u>116,640円</u>
	(エ) <u>プレッサブルセラミックス</u>		<u>116,640円</u>
	(オ) ハイブリッドセラミックス金合金		<u>72,360円</u>
	(カ) ハイブリッドセラミックス金パラジウム合金		<u>66,960円</u>
	(キ) ハイブリッドセラミックスJK		<u>60,480円</u>
	(ク) 金合金		<u>72,360円</u>
	(ケ) 金パラジウム・チタン		<u>60,480円</u>
	イ 3/4冠、4/5冠		
	(ア) ハイブリッドセラミックス		<u>48,600円</u>
	(イ) 金合金		<u>65,880円</u>
	(ウ) 金パラジウム・チタン		<u>55,080円</u>
	ウ (略)		
	エ インレー		
	(ア) <u>ポーセレン</u>		<u>66,960円</u>
	(イ) <u>プレッサブルセラミックス</u>		<u>66,960円</u>
	(ウ) ハイブリッドセラミックス		<u>48,600円</u>
	(エ) 金合金		<u>55,080円</u>
	(オ) 金パラジウム・チタン		<u>48,600円</u>
	オ コア		
	(ア) 金合金		<u>18,360円</u>
	(イ) 金パラジウム・チタン		<u>16,200円</u>
	(ウ) 銀合金・その他の合金		<u>8,640円</u>
	(エ) ファイバー		<u>12,960円</u>
	(オ) コンポジットレジン		<u>8,640円</u>
	カ ベニア修復		
	(ア) コンポジットレジン		<u>48,600円</u>
	(イ) <u>ポーセレン</u>		<u>85,320円</u>
	(ウ) ハイブリッドセラミックス		<u>60,480円</u>
	キ (略)		
(2)	欠損補綴		
	ア 局部床義歯		
	(ア) <u>レジン床義歯</u>		
	a 1床1歯から1床4歯まで		<u>96,120円</u>

18	体外受精料		
(1)	採卵	1件につき	<u>65,520円</u>
(2)	採卵、培養	1件につき	<u>97,040円</u>
(3)	採卵から胚移植まで	1件につき	<u>120,150円</u>
19~23	(略)		
24	歯科料金		
(1)	歯冠修復		
	ア 全部被覆冠		
	(ア) <u>セラミック</u>		<u>99,360円</u>
	(イ) CAD/CAMオールセラミッククラウン		<u>113,400円</u>
	(ウ) <u>エンジェルクラウン</u>		<u>75,600円</u>
	(エ) <u>e. m a x</u>		<u>75,600円</u>
	(オ) ハイブリッドセラミックス金合金		<u>64,800円</u>
	(カ) ハイブリッドセラミックス金パラジウム合金		<u>59,400円</u>
	(キ) ハイブリッドセラミックスJK		<u>54,000円</u>
	(ク) 金合金		<u>59,400円</u>
	(ケ) 金パラジウム・チタン		<u>54,000円</u>
	イ 3/4冠、4/5冠		
	(ア) ハイブリッドセラミックス		<u>43,200円</u>
	(イ) 金合金		<u>54,000円</u>
	(ウ) 金パラジウム・チタン		<u>48,600円</u>
	ウ (略)		
	エ インレー		
	(ア) <u>セラミック</u>		<u>59,400円</u>
	(イ) <u>e. m a x</u>		<u>59,400円</u>
	(ウ) ハイブリッドセラミックス		<u>43,200円</u>
	(エ) 金合金		<u>48,600円</u>
	(オ) 金パラジウム・チタン		<u>43,200円</u>
	オ コア		
	(ア) 金合金		<u>16,200円</u>
	(イ) 金パラジウム合金・チタン		<u>14,040円</u>
	(ウ) 銀合金・その他の合金		<u>7,560円</u>
	(エ) ファイバー		<u>10,800円</u>
	(オ) コンポジットレジン		<u>7,560円</u>
	カ ベニア修復		
	(ア) コンポジットレジン		<u>43,200円</u>
	(イ) <u>セラミック</u>		<u>75,600円</u>
	(ウ) ハイブリッドセラミックス		<u>54,000円</u>
	キ (略)		
(2)	欠損補綴		
	ア 局部床義歯		

b	1床5歯から1床8歯まで	125,280円
c	1床9歯から1床12歯まで	154,440円
d	1床13歯、1床14歯	167,440円
(イ)	金合金	
a	1床1歯から1床4歯まで	417,960円
b	1床5歯から1床8歯まで	446,040円
c	1床9歯から1床12歯まで	473,040円
d	1床13歯、1床14歯	496,800円
(ウ)	金パラジウム合金	
a	1床1歯から1床4歯まで	389,880円
b	1床5歯から1床8歯まで	405,000円
c	1床9歯から1床12歯まで	446,040円
d	1床13歯、1床14歯	488,160円
(エ)	その他の合金	
a	1床1歯から1床4歯まで	254,880円
b	1床5歯から1床8歯まで	285,120円
c	1床9歯から1床12歯まで	315,360円
d	1床13歯、1床14歯	332,640円
(オ)	(略)	
イ	総義歯	
(ア)	レジン床義歯	147,960円
(イ)	金合金	584,280円
(ウ)	金パラジウム合金	543,240円
(エ)	コバルトクロム合金	324,000円
(オ)	チタン	378,000円
ウ	鑄造鉤	
(ア)	金合金	
a	特殊型	23,760円
b	両翼鉤・双歯鉤	18,360円
(イ)	金パラジウム合金	
a	特殊型	18,360円
b	両翼鉤・双歯鉤	14,580円
(ウ)	その他の合金	
a	特殊型	15,120円
b	両翼鉤・双歯鉤	14,580円
エ	線鉤	
	両翼鉤・双歯鉤	
(ア)	金合金	18,360円
(イ)	その他の合金	8,640円
オ	フック、スパー、レスト	
(ア)	金合金	12,960円
(イ)	金パラジウム合金	10,260円
(ウ)	その他の合金	8,640円
カ	鑄造バー	
(ア)	金合金	59,400円
(イ)	金パラジウム合金	45,360円
(ウ)	その他の合金	30,240円
キ	屈曲バー	12,960円
ク	根面キャップ(金合金)	22,680円
ケ	咬合面鑄造金属歯(1歯につき)	

(ア)	金合金	
a	1床1歯から1床4歯まで	372,600円
b	1床5歯から1床8歯まで	397,440円
c	1床9歯から1床12歯まで	422,280円
d	1床13歯、1床14歯	460,080円
(イ)	金パラジウム合金	
a	1床1歯から1床4歯まで	347,760円
b	1床5歯から1床8歯まで	360,720円
c	1床9歯から1床12歯まで	397,440円
d	1床13歯、1床14歯	435,240円
(ウ)	その他の合金	
a	1床1歯から1床4歯まで	226,800円
b	1床5歯から1床8歯まで	253,800円
c	1床9歯から1床12歯まで	280,800円
d	1床13歯、1床14歯	297,000円
(エ)	(略)	
イ	総義歯	
(ア)	金合金	521,640円
(イ)	金パラジウム合金	484,920円
(ウ)	コバルトクロム合金	291,600円
(エ)	チタン	345,600円
ウ	鑄造鉤	
(ア)	金合金	
a	特殊型	20,520円
b	両翼鉤・双歯鉤	16,200円
(イ)	金パラジウム合金	
a	特殊型	16,200円
b	両翼鉤・双歯鉤	12,960円
(ウ)	その他の合金	
a	特殊型	13,500円
b	両翼鉤・双歯鉤	12,960円
エ	線鉤	
	両翼鉤・双歯鉤	
(ア)	金合金	16,200円
(イ)	その他の合金	7,020円
オ	フック、スパー、レスト	
(ア)	金合金	10,800円
(イ)	金パラジウム合金	9,180円
(ウ)	その他の合金	7,020円
カ	鑄造バー	
(ア)	金合金	52,380円
(イ)	金パラジウム合金	39,960円
(ウ)	その他の合金	27,000円
キ	屈曲バー	10,800円
ク	根面キャップ(金合金)	19,440円
ケ	咬合面鑄造金属歯(1歯につき)	

(ア) 金合金	11,880円
(イ) 金パラジウム合金	9,072円
(ウ) その他の合金	6,480円

コ コーヌスクローネ外冠

歯冠修復物の料金を8,000円を加算した額

サ ブレード・ティース (片側)

(ア) 金合金	62,000円
(イ) その他の金属	34,000円

シ 診断設計料

(ア) 磁性アタッチメント (1か所につき)

14,000円に使用材料 (マグネット材料) の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

(イ) 部品交換

7,000円に使用材料 (マグネット材料) の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

(ウ) その他のアタッチメント

42,000円に使用材料 (金属代及びアタッチメント材料) の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

(エ) テレスコープ (1歯につき)

54,500円に使用材料 (金属代) の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

(3) 矯正

ア 矯正相談料 3,024円

イ 矯正検査診断料

(ア) 形態的検査診断料 39,960円

(イ) 機能的検査診断料 14,040円

ウ 装置料

(ア) 上顎顎外固定装置 70,200円

(イ) オトガイ帽装置 70,200円

(ウ) 上顎前方牽引装置 86,400円

(エ) 機能的矯正装置

a バイオネーター 70,200円

b アクチバトール 70,200円

c ムーシールド 70,200円

d ビムラー装置 70,200円

e フレンケル装置 108,000円

f 咬合斜面板 48,600円

(ア) 金合金	10,260円
(イ) 金パラジウム合金	8,100円
(ウ) その他の合金	5,400円

コ コーヌスクローネ外冠

歯冠修復物の料金を7,020円を加算した額

サ ブレード・ティース (片側)

(ア) 金合金	59,400円
(イ) その他の金属	32,400円

シ 診断設計料

(ア) 磁性アタッチメント (1か所につき)

12,000円に使用材料 (マグネット材料) の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

(イ) 部品交換

6,000円に使用材料 (マグネット材料) の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

(ウ) その他のアタッチメント

37,000円に使用材料 (金属代及びアタッチメント材料) の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

(エ) テレスコープ (1歯につき)

48,500円に使用材料 (金属代) の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

(3) 矯正

ア 矯正相談料 2,700円

イ 矯正検査診断料

(ア) 形態的検査診断料 35,640円

(イ) 機能的検査診断料 11,880円

ウ 装置料

(ア) 上顎顎外固定装置 65,880円

(イ) オトガイ帽装置 65,880円

(ウ) 上顎前方牽引装置 77,760円

(エ) 機能的矯正装置

a バイオネーター 65,880円

b アクチバトール 65,880円

c ムーシールド 65,880円

d ビムラー装置 65,880円

e フレンケル装置 95,040円

f 咬合斜面板 42,120円

g	咬合挙上板	48,600円
h	切歯斜面板	21,600円
i	リップバンパー	48,600円
(オ)	拡大装置	
a	クアードヘリックス	43,200円
b	バイヘリックス	43,200円
c	コフィンの拡大弧線装置	48,600円
d	急速拡大装置	64,800円
(カ)	舌側弧線装置	37,800円
(キ)	トランスパラタルアーチ	37,800円
(ク)	ペンデュラム装置	108,000円
(ケ)	スライディングプレート	27,000円
(コ)	床矯正装置	37,800円
(サ)	スペースリゲーター	74,520円
(シ)	口腔習癖防止装置	34,560円
(ス)	セクショナルブラケット装置A	162,000円
(セ)	セクショナルブラケット装置B (補綴処 置前)	75,600円
(ソ)	マルチブラケット装置A	
a	金属・審美ブラケット	486,000円
b	セラミックスブラケット	594,000円
(タ)	(略)	
(チ)	可撤式樹脂矯正装置	432,000円
(ツ)	矯正治療用インプラント 1本につき	27,000円
(テ)	保定装置	
a	片顎	32,400円
b	両顎	64,800円
(ト)	保隙装置	
a	クラウン (バンド) ループ	25,920円
b	ディスタルシュー	28,080円
c	乳歯義歯	
(a)	1歯から4歯まで	25,920円
(b)	5歯から8歯まで	28,080円
(c)	総義歯	63,720円
エ	口腔細菌検査	
(ア)	齧蝕細菌検査	6,588円
(イ)	歯周病原菌検査	15,120円
オ	(略)	
カ	(略)	
キ	転医資料作成料	20,520円
ク	緊急処置料	8,640円
ケ	必要抜歯	
(ア)	難抜歯 1歯につき	8,640円
(イ)	埋没歯抜 1歯につき	17,280円
(ウ)	(ア)・(イ)以外の抜歯 1歯につき	5,400円
コ	萌出困難歯の開窓術	
(ア)	骨削を要する場合	30,240円
(イ)	骨削を要しない場合	5,400円
(4)	マウスガード	

g	咬合挙上板	42,120円
h	切歯斜面板	18,360円
i	リップバンパー	42,120円
(オ)	拡大装置	
a	クアードヘリックス	42,120円
b	バイヘリックス	42,120円
c	コフィンの拡大弧線装置	42,120円
d	急速拡大装置	54,000円
(カ)	舌側弧線装置	35,640円
(キ)	トランスパラタルアーチ	35,640円
(ク)	ペンデュラム装置	95,040円
(ケ)	スライディングプレート	23,760円
(コ)	床矯正装置	35,640円
(サ)	スペースリゲーター	65,880円
(シ)	口腔習癖防止装置	30,240円
(ス)	セクショナルブラケット装置A	118,800円
(セ)	セクショナルブラケット装置B (補綴処 置前)	71,280円
(ソ)	マルチブラケット装置A	
a	金属・審美ブラケット	432,000円
b	セラミックスブラケット	540,000円
(タ)	(略)	
(チ)	可撤式樹脂矯正装置	356,400円
(ツ)	矯正治療用インプラント 1本につき	23,760円
(テ)	保定装置	
a	片顎	30,240円
b	両顎	60,480円
(ト)	保隙装置	
a	クラウン (バンド) ループ	22,680円
b	ディスタルシュー	24,840円
c	乳歯義歯	
(a)	1歯から4歯まで	22,680円
(b)	5歯から8歯まで	24,840円
(c)	総義歯	56,160円
エ	口腔細菌検査	
(ア)	齧蝕細菌検査	5,940円
(イ)	歯周病原菌検査	12,960円
オ	(略)	
カ	(略)	
キ	転医資料作成料	18,360円
ク	緊急処置料	7,560円
ケ	必要抜歯	
(ア)	難抜歯 1歯につき	7,560円
(イ)	埋没歯抜歯 1歯につき	15,120円
(ウ)	(ア)・(イ)以外の抜歯 1歯につき	4,320円
コ	萌出困難歯の開窓術	
(ア)	骨削を要する場合	27,000円
(イ)	骨削を要しない場合	4,320円
(4)	マウスガード	

ア エルコフレックス		
(ア) ノンラミネート		<u>7,020円</u>
(イ) ラミネート 2枚		<u>11,340円</u>
(ウ) ラミネート 3枚		<u>16,200円</u>
イ その他のもの(モルテノ、SR-イボカップエラストマー等)		<u>29,700円</u>
(5) フッ素化物歯面塗布		
ア (略)		
イ 個人トレー法 片顎につき		<u>5,940円</u>
(6) (略)		
(7) 生活歯漂白後の経過観察料		<u>2,160円</u>
(8) 失活歯の漂白		
ア ウォーキングブリーチ		
1歯につき		<u>10,800円</u>
イ ウォーキングブリーチ及びコンポジットレジン修復		<u>21,600円</u>
1歯につき		
(9) 歯のマニキュア		
ア 片顎につき		<u>14,580円</u>
イ 1歯につき		<u>3,024円</u>
ウ 修理1歯につき		<u>1,836円</u>
エ メンテナンス		<u>1,836円</u>
(10) PMTC 1口腔につき		<u>7,560円</u>
(11) 歯周外科手術		
ア 歯冠延長術		<u>9,720円</u>
イ 骨移植術		<u>30,240円</u>
ウ 人工骨移植材填塞処置		<u>14,580円</u>
エ 顎堤増大術		<u>30,240円</u>
オ 再生療法(エムドゲイン、PRP)		<u>14,580円</u>
カ 結合組織移植術 1歯につき		<u>27,000円</u>
キ (略)		
(12) 歯周組織再生療法後の歯周治療		
ア 歯周組織検査 1口腔につき		<u>6,048円</u>
イ 手術部位の歯面清掃		
月1回につき		<u>1,836円</u>
ウ 口腔清掃指導 月1回につき		<u>1,836円</u>
エ 咬合調整 1回につき		<u>1,296円</u>
オ 暫間固定(材料費含む。)		<u>4,212円</u>
(13) レーザーとフッ素化合物併用による初期齲蝕の改善		<u>5,400円</u>
月1回につき		
(14) メラニン色素除去 1歯1回につき		<u>1,944円</u>
(15) 歯肉エピテーゼ 1装置につき		<u>10,800円</u>
(16) インプラント料金		
ア 総合診断料		<u>10,000円</u>
イ ステント制作費		
(ア) 1装置につき		<u>15,000円</u>
(イ) 診断用模型ワックスアップ		<u>5,000円</u>
ウ 埋入手術料【1次】1本につき		<u>150,000円</u>

ア エルコフレックス		
(ア) ノンラミネート		<u>9,180円</u>
(イ) ラミネート 2枚		<u>12,960円</u>
(ウ) ラミネート 3枚		<u>17,280円</u>
イ その他のもの(モルテノ、SR-イボカップエラストマー等)		<u>29,160円</u>
ウ ラグビープレーヤーに係るマウスガード料		<u>5,400円</u>
(5) フッ素化物歯面塗布		
ア (略)		
イ 個人トレー法 片顎につき		<u>5,180円</u>
(6) (略)		
(7) 生活歯漂白後の経過観察料		<u>1,620円</u>
(8) 失活歯の漂白		
ア ウォーキングブリーチ		
1歯につき		<u>9,720円</u>
イ ウォーキングブリーチ及びコンポジットレジン修復		<u>19,440円</u>
1歯につき		
(9) 歯のマニキュア		
ア 片顎につき		<u>12,960円</u>
イ 1歯につき		<u>2,700円</u>
ウ 修理1歯につき		<u>1,620円</u>
エ メンテナンス		<u>1,620円</u>
(10) PMTC 1口腔につき		<u>6,480円</u>
(11) 歯周外科手術		
ア 歯冠延長術		<u>8,640円</u>
イ 骨移植術		<u>27,000円</u>
ウ 人工骨移植材填塞処置		<u>12,960円</u>
エ 顎堤増大術		<u>27,000円</u>
オ 再生療法(エムドゲイン、PRP)		<u>12,960円</u>
カ 結合組織移植術 1歯につき		<u>19,440円</u>
キ (略)		
(12) 歯周組織再生療法後の歯周治療		
ア 歯周組織検査 1口腔につき		<u>5,400円</u>
イ 手術部位の歯面清掃		
月1回につき		<u>1,620円</u>
ウ 口腔清掃指導 月1回につき		<u>1,620円</u>
エ 咬合調整 1回につき		<u>1,080円</u>
オ 暫間固定(材料費含む。)		<u>3,780円</u>
(13) レーザーとフッ素化合物併用による初期齲蝕の改善		<u>4,320円</u>
月1回につき		
(14) メラニン色素除去 1歯1回につき		<u>1,730円</u>
(15) 歯肉エピテーゼ 1装置につき		<u>9,720円</u>
(16) インプラント料金		
ア 総合診断料		<u>10,800円</u>
イ ステント制作費		
(ア) 1装置につき		<u>16,200円</u>
(イ) 診断用模型ワックスアップ		<u>5,400円</u>
ウ 埋入手術料【1次】1本につき		<u>162,000円</u>

(インプラント体及び手術に伴う材料費を含む)	
エ ガイデッドサージェリー	<u>20,000円</u>
手術に伴う材料費	
材料の購入価格に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	
オ 暫間インプラント (アンカーインプラント含む)	
(ア) 埋入手術料 1本につき	<u>10,000円</u>
(イ) (略)	
カ 埋入手術料【2次】	
(ア) 手術料 1本につき	<u>5,000円</u>
(イ) (略)	
キ インプラント関連手術	
(ア) 顎堤形成術 1歯相当につき	<u>25,000円</u>
(イ) <u>GBR技術料加算</u> 1か所	<u>10,000円</u>
(ウ) ソケットプリザベーション (1歯につき)	
a 人工骨使用あり	<u>21,000円</u>
b 人工骨使用なし	<u>10,000円</u>
(エ) 歯肉整形術 1歯につき	<u>15,000円</u>
(オ) 上顎洞底挙上術 片側	<u>150,000円</u>
(カ) 骨採取	
a 口腔内(オトガイ部、上顎結節、臼後部 等)	
1か所	<u>50,000円</u>
b 口腔外(腸骨、腓骨 等)	
1か所	<u>100,000円</u>
(キ) オトガイ神経移動術 片側	<u>30,000円</u>
(ク) 下顎管移動術 片側	<u>100,000円</u>
(ケ) 粘膜移植術(採取、移植を含む)	
	<u>50,000円</u>
(コ) 皮膚移植術(採取、移植を含む)	
	<u>60,000円</u>
(サ) インプラント周囲炎に対する薬物注入	
	<u>1,500円</u>
(シ) インプラント周囲炎に対するポケット洗浄 1回につき	<u>1,500円</u>
(ス) インプラント周囲炎に対する外科処置・骨移植伴う	<u>21,000円</u>
(セ) インプラント周囲炎に対する外科処置	<u>10,000円</u>
(ソ) (略)	
ク 技工物料金(上部構造体)	
(ア) 全部鑄造冠	
a 金合金	<u>170,000円</u>
b その他	<u>124,000円</u>
(イ) ハイブリットセラミック前装冠	<u>146,000円</u>

(インプラント体及び手術に伴う材料費を含む)	
エ ガイデッドサージェリー	<u>21,600円</u>
手術に伴う材料費	
材料の購入価格に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	
オ 暫間インプラント (アンカーインプラント含む)	
(ア) 埋入手術料 1本につき	<u>10,800円</u>
(イ) (略)	
カ 埋入手術料【2次】	
(ア) 手術 1本につき	<u>5,400円</u>
(イ) (略)	
キ インプラント関連手術	
(ア) 顎堤形成 1歯相当につき	<u>27,000円</u>
(イ) ソケットプリザベーション(1歯につき)	
a 人工骨使用あり	<u>22,680円</u>
b 人工骨使用なし	<u>10,800円</u>
(ウ) 歯肉整形 1歯につき	<u>16,200円</u>
(エ) 上顎洞底挙上術 片側	<u>162,000円</u>
(オ) 骨採取	
a 口腔内(オトガイ部、上顎結節、臼後部 等)	
1か所	<u>54,000円</u>
b 口腔外(腸骨、腓骨 等)	
1か所	<u>108,000円</u>
(カ) <u>GBR技術料(GBR膜、チタンメッシュ等)</u> 1か所	<u>27,000円</u>
(キ) オトガイ神経移動術 片側	<u>32,400円</u>
(ク) 下顎管移動術 片側	<u>108,000円</u>
(ケ) 粘膜移植術(採取、移植を含む)	
	<u>54,000円</u>
(コ) 皮膚移植術(採取、移植を含む)	
	<u>64,800円</u>
(サ) インプラント周囲炎に対する薬物注入	
	<u>1,620円</u>
(シ) インプラント周囲炎に対するポケット洗浄 1回につき	<u>1,620円</u>
(ス) インプラント周囲炎に対する外科処置・骨移植伴う	<u>22,680円</u>
(セ) インプラント周囲炎に対する外科処置	<u>10,800円</u>
(ソ) (略)	
ク 技工物料金(上部構造体)	
(ア) 全部鑄造冠	
a 金合金	<u>162,000円</u>
b その他	<u>118,800円</u>
(イ) ハイブリットセラミック前装冠	<u>140,400円</u>

(ウ) メタルセラミックウラウン	170,000円
(エ) オールセラミッククラウン	152,000円
(オ) ジルコニアクラウン	224,000円

ケ (略)

コ メゾストラクチャー使用時の上部構造体料金  
120,000円×インプラント本数+歯冠修復の  
料金×本数

サ AGC (ガルバノフォーミングを用いた可撤  
式Cr & Br)

34,000円×インプラントの本数

シ テンポラリークラウン 1歯につき 4,000円

ス テンポラリークラウン (メタル)  
1歯につき 9,000円

セ 冠ダツリ、再装着 (トラブル) 1,200円

ソ 修復物の調整・修理 1装置につき

(ア) 簡単 6,000円

(イ) 困難 12,000円

(ウ) 著しく困難 18,000円

タ 可撤式床義歯

(ア) レジン床 213,000円

(イ) 金合金 717,000円

(ウ) 金パラジウム合金 465,000円

(エ) チタン 350,000円

(オ) コバルトクロム合金 300,000円

チ (略)

ツ 義歯修理、リベース・リライニング

6,000円+点数表により算出した額 (印象採  
得以降のもの) × 1.051 (その額に、5円未満  
の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上  
10円未満の端数があるときはこれを10円に切り  
上げる。) + 材料費 (材料の購入価格に1.08を  
乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があ  
るときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の  
端数があるときはこれを10円に切り上げる。))

テ 既製アタッチメント (診断・設計料を含む)

1歯につき 34,000円+材料費 (材料の購入  
価格に1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未  
満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以  
上10円未満の端数があるときはこれを10円に  
切り上げる。))

ト テレスコープ (コーヌスクローネ内冠・ミ  
リングバー等を含む)

1歯につき 23,000円

(金属料金は含まれる)

ナ AGC (ガルバノフォーミングを用いた床義  
歯)

可撤式床義歯の料金+12,000円× (AGC使  
用部の) 歯数

(アタッチメント料金は含まない)

ニ スクリューオンデンチャー

(ウ) メタルセラミックウラウン	162,000円
(エ) オールセラミッククラウン	145,800円
(オ) ジルコニアクラウン	216,000円

ケ (略)

コ メゾストラクチャー使用時の上部構造体料金  
108,000円×インプラント本数+歯冠修復の  
料金×本数

サ AGC (ガルバノフォーミングを用いた可撤  
式Cr & Br)

32,400円×インプラントの本数

シ テンポラリークラウン 1歯につき 3,240円

ス テンポラリークラウン (メタル)  
1歯につき 8,640円

セ 冠ダツリ、再装着 (トラブル) 1,080円

ソ 修復物の調整・修理 1装置につき 5,400円

タ 可撤式床義歯

(ア) レジン床 205,200円

(イ) 金合金 691,200円

(ウ) 金パラジウム合金 448,200円

(エ) チタン 345,600円

(オ) コバルトクロム合金 291,600円

チ (略)

ツ 義歯修理、リベース・リライニング

5,400円+点数表により算出した額 (印象採  
得以降のもの) × 1.051 (その額に、5円未満  
の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上  
10円未満の端数があるときはこれを10円に切り  
上げる。) + 材料費 (材料の購入価格に1.08を  
乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があ  
るときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の  
端数があるときはこれを10円に切り上げる。))

テ 既製アタッチメント (診断・設計料を含む)

1歯につき 32,400円+材料費 (材料の購入  
価格に1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未  
満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以  
上10円未満の端数があるときはこれを10円に  
切り上げる。))

ト テレスコープ (コーヌスクローネ内冠・ミ  
リングバー等を含む)

1歯につき 21,600円

(金属料金は含まれる)

ナ AGC (ガルバノフォーミングを用いた床義  
歯)

可撤式床義歯の料金+10,800円× (AGC使  
用部の) 歯数

(アタッチメント料金は含まない)

ニ スクリューオンデンチャー

<u>896,000円</u> + <u>23,000円</u> × インプラント本数 (金属料金は <u>896,000円</u> に含まれる)	<u>864,000円</u> + <u>21,600円</u> × インプラント本数 (金属料金は <u>864,000円</u> に含まれる)
ヌ 中間構造物 スクリューアタッチメント固定 1 か所 <u>34,000円</u>	ヌ 中間構造物 スクリューアタッチメント固定 1 か所 <u>32,400円</u>
ネ インプラントナイトガード (院内技工、印象代含む) <u>17,000円</u>	ネ インプラントナイトガード (院内技工、印象代含む) <u>16,200円</u>
ノ (略)	ノ (略)
ハ メンテナンス料 1回につき <u>5,000円</u>	ハ メンテナンス料 1回につき <u>5,400円</u>
ヒ 相談料 1回につき <u>3,000円</u>	ヒ 相談料 1回につき <u>3,240円</u>
フ 緊急処置料 <u>6,800円</u>	フ 緊急処置料 <u>6,480円</u>
(17) 麻酔	(17) 麻酔
ア 静脈内鎮静法	ア 静脈内鎮静法
(ア) 実施時間が2時間までの場合 <u>12,960円</u>	(ア) 実施時間が2時間までの場合 <u>10,800円</u>
(イ) 実施時間が2時間を超える場合 <u>12,960円</u> に2時間を超える30分までごとに <u>6,480円</u> を加算した額	(イ) 実施時間が2時間を超える場合 <u>10,800円</u> に2時間を超える30分までごとに <u>5,400円</u> を加算した額
イ 笑気吸入鎮静法	イ 笑気吸入鎮静法
(ア) 実施時間が2時間までの場合 <u>1,836円</u>	(ア) 実施時間が2時間までの場合 <u>1,620円</u>
(イ) 実施時間が2時間を超える場合 <u>1,836円</u> に2時間を超える30分までごとに <u>1,836円</u> を加算した額	(イ) 実施時間が2時間を超える場合 <u>1,620円</u> に2時間を超える30分までごとに <u>1,620円</u> を加算した額
25 (略)	25 (略)
26 丸山ワクチン注射料 1回につき <u>210円</u>	26 丸山ワクチン注射料 1回につき <u>190円</u>
27~46 (略)	27~46 (略)
備考 (略)	備考 (略)

#### 附 則

- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の規程は、平成30年4月1日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。